

第17回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年8月30日 13:30~15:00

2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 第3委員会室

3. 出席委員

1 番 志賀 忠浩委員	2 番 山崎 隆史委員	3 番 福西 範委員
5 番 大坂 博文委員	6 番 金子 靖委員	7 番 村上 正人委員
9 番 稲場 洋二委員	10 番 細川 裕委員	8 番 佐藤 裕司委員
11 番 野村 照明委員	12 番 大畑 礼子委員	13 番 松下 裕幸委員
14 番 菊池 利治委員	15 番 熊坂 隆雄委員	16 番 田井 克廣委員
17 番 野澤 勲委員	18 番 廣瀬女公美委員	19 番 佐藤 泰正委員
20 番 清水 幸治委員	21 番 浅野 徳昭委員	

(以上 20名)

4. 欠席委員

4 番 成田 俊英委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹

農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗

(以上 5名)

会議録署名委員の指名

14 番 菊池 利治委員

15 番 熊坂 隆雄委員

6. 議事日程 会期決定について 令和元年 8 月 30日(1日)

報告第40号 農業経営証明願について  
(継続審査中)

議案第81号 現況証明願について

議案第86号 現況証明願について

議案第87号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について

議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第90号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について



議長

野村会長

質問がないようですので、次に第16回総会において継続審査となった議案第81号「現況証明願」の2番について、事務局より報告して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の5ページでございます、継続審査中の議案第81号「現況証明願」について報告致します。

議案書6ページの表の2番は、資料が7ページと8ページでございます。

前回の総会でお話がありました [ ] より現況証明願があった件でございます。

8月19日、阿寒地区の農業委員8名と事務局職員3名で協議をした結果、農業振興地域整備計画における農用地区域の変更や国営事業計画のあり方について、なお慎重に審議する必要性から、さらに継続して審査すべきものと致しました。

また、農林課からは農振関連の結論は出ていません。

以上、継続審査中の「現況証明願」についてご報告致します。

議長

野村会長

それでは、継続審査中の「現況証明願」の2番を審議致しますが、事務局より、さらに継続して審査すべきものとの報告がありました。

つきましては、本件を「継続審査」といたしますが、これにご異議ございますか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

ご異議なしと認めますので、本件を「継続審査」といたします。

次に、議案第86号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の9ページでございます、議案第86号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書10ページの表の1番は、資料が11ページから13ページでございます。

公簿地目が牧場である、[ ]、他3筆、[ ]<sup>m</sup>の土地について、所有者である [ ] 氏より現況証明願がございました。

8月19日、阿寒地区の農業委員8名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がりましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第86号「現況証明願」について報告致します。

本件は、[ ] 氏が所有する、公簿地目が牧場、農振白地である、[ ]、[ ]、並びに、公簿地目が公衆用道路、農振白地である、[ ]、[ ]、の4筆、合計11,619<sup>m</sup>

の土地についてであります。令和元年8月19日、阿寒地区農業委員8名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも原野であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは、議案第86号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第86号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第86号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

続いて、議案の審議に入ります。

議案第87号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書14ページにございます、議案第87号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書15ページの表の1番ですが、資料は16ページから19ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他17筆、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和元年8月9日に合意解約を行い、同日通知がございました。

前回の第16回総会の議案第82号にて審議いたしましたが、高速道路の関係で分筆により、面積に変更がございましたので、一旦解約をして、この後に審議されます議案第88号の1番にて再契約となります。

本件は合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第87号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第87号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

委員  
委員一同

それでは、議案書の20ページにございます、議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書21ページの表の1番は、資料が23ページから26ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他17筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に使用貸借による経営移譲を行うものであります。

次に2番は、資料が27ページから29ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆 合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に貸貸借を行うものであります。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、前回の総会時に調査報告を行っておりますので、省略いたします。

次に、2番について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について調査報告を致します。

2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の内、他3筆、合計■■■■の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で貸貸借を行うものであります。令和元年8月19日、阿寒地区農業委員7名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理さ

れるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは、議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議に入りますが、2番につきましては、細川裕委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番を審議した後に2番を審議することと致します。

それでは、1番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議致しますので、細川委員は退室をお願い致します。

(細川委員退室)

議長

野村会長

それでは、2番について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている細川委員は入室して下さい。

(細川委員入室)

議長

野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の30ページでございます、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書31ページの表の1番は、資料が33ページと35ページから37ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が34ページと38ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が34ページと39ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■へ売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の4番は、資料が34ページと40ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書32ページの表の5番は、資料が33ページと41ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ無償譲渡による所有権移転を行うものです。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、■■■■の関係でありますので、大坂博文委員、村上正人委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番から3番と5番を一括審議した後に、4番を審議することと致します。

それでは、1番から3番と5番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から3番および5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から3番および5番については、原案のとおり決定致します。

次に、4番を審議致しますので、大坂博文委員、村上正人委員は退室をお願い致します。

(大坂委員、村上委員退室)

議長  
野村会長

それでは、4番について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大坂委員、村上委員入室)

議長  
野村会長

4番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第90号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

議案書42ページでございます、議案第90号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。



議案書43ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、  
で、平成31年3月決算の報告となります。

本件は、農地所有適格法人報告書において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地所有適格法人の報告について」ご審議のほど、よろしくお願  
致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました議案第90号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議に入りますが、本件につきましては、成田俊英委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますが、本日、成田俊英委員は欠席でございますので、このまま審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第90号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第90号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 8月 30日

議長 野村 照明

署名委員 菊池 利治

署名委員 熊坂 隆雄

